

掛川市高齢者 見守りネットワーク

第2号

通信

令和3年6月発行
発行：掛川市役所長寿推進課
掛川市長谷1-1-1
電話 0537-21-1142

防ごう！不当勧誘・不当契約・不当表示！

現在、日常生活の中で起こる消費者トラブルの約6割が、高齢者を対象としたものです。少子高齢化や核家族化等の進展により、高齢者本人の心がけだけでは防ぎきれない被害が増えています。

消費者トラブルを防ぐために、地域のみなさんの見守りが必要です。



<おかしいな?と思ったら…>

- ① 「困っていることはありませんか?」「こちらは新しく買ったのですか?」など、日常会話の中で自然に状況を聞いてみましょう。
- ② 「話してくれてありがとうございます」などと返事をしながら、本人の気持ちに寄り添い、具体的に事実確認をしてください。
- ③ 消費者トラブルに巻き込まれていることがわかったら、すぐに消費生活センターなどの相談窓口へご連絡ください。

●消費者トラブルの事例

事例1：送りつけ商法について

<概要>

同居している高齢の父が、行先も告げず外出しようとし、尋ねてもあいまいな返事に終始。詳しく事情を聞くと、1週間前に届いた宅配便の中に、書籍と高額な請求書が入っていたとのこと。

頼んだ覚えはないが、間違っって購入したのかと思い、こっそり代金を払おうとしていた。

●送りつけ商法：宅配便等により、高額な請求書と一緒に商品を送りつけてくる商法。本人に頼んだ覚えがないものでも、間違っって購入した可能性など不安をあおり、代金を支払わせるもの。

事例2：催眠商法について

<概要>

離れて暮らす高齢の母に電話をして発覚。日用品を無料で配布している会社から、さまざまな用品をもらっているとのこと。声に動揺が感じられたため、高額なものを買わされていないか尋ねると、上記の経緯から断り切れずに高額な布団を購入していた。

●催眠商法：日用品の無料配布や格安販売をしながら、巧みな話術で会場を盛り上げ、次第に高価な商品を買わせるもの。

出典：「地域の見守りで高齢者の消費者被害を防ぎましょう」
(東京法規出版)

消費生活センターに相談を！

消費生活センターでは、商品やサービスの購入トラブルなど、消費生活に関する相談を専門の相談員が受け付け、問題解決のための助言や情報提供、事業者との交渉などを行っています。



詳しくは裏面をご覧ください！

●対処

事例1：送りつけ商法について

消費生活センターに相談。不明な商品が届いたら、返品するか手付かずの状態にする。14日経過すれば、処分しても問題なし（開封しただけならまだ大丈夫！使用・消費をしないように！）。

※「〇日以内に返送がなければ購入とみなす」などの記載

→使っていなければ、購入に応じたことにはならない。（相手が物品返還を請求できなくなる）14日経過後に処分する。

事例2：催眠商法について

申込書にサインをしたばかりだったため、すぐに消費生活センターに連絡し、クーリング・オフの手続きをとった。

高齢者見守りチェックポイント

- 最近、見知らぬ事業者や営業マンが頻繁に出入りしている
- 普段見たことのない車が家の前に止まっている
- 新しい投資パンフレットや商品パンフレットが置いてある
- リフォームの予定はないのに、工事の契約書がある
- 見慣れない商品（健康食品・寝具など）の箱がある
- いつも電話を気にしている
- 最近、お金に困っているような言動をする

相談はココ！

掛川市消費生活センター

（掛川市役所3階 産業労働政策課内）

TEL 0537-21-1149 FAX 0537-21-1212

わたしたちが、高齢者の相談窓口です。

営業日：月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始は除く）

営業時間：午前8時30分から午後5時15分

- 中部地域包括支援センター ☎0537-21-1338
- 西部地域包括支援センター ☎0537-23-8669
- 東部地域包括支援センター ☎0537-61-5050
- 南部大東地域包括支援センター ☎0537-72-6640
- 南部大須賀地域包括支援センター ☎0537-48-5370



緊急の場合は消防署・警察署へ